



原子力事業従業員の 災害補償制度

我妻 栄

東海村の原子力発電所も、秋には送電ができる予定だといわれる。原子力船も、開発事業団とメーカーとの間の契約値段が折り合わないと言聞は伝えられているが、いざれ打開の途がつかない。わが国の原子力の平和利用も、いよいよ産業として成り立つ日が近づいてきたようである。

そうなる、問題なのは、これらの原子力事業に従事する労働者の災害補償である。現在でも、原子力研究所をはじめとして、研究を目的とする原子力事業が動いており、そこに働く従業者も少なくない。これらの人々が被る災害は、労災保険で賄われることになっている。しかし、それで十分かどうか。原子力産業の成立とともに、考えなければならぬ重大な問題である。

事責任に関するウィーン条約」(一九六三年)とは、審議の過程でも参画したわが国として、近く批准しなければならぬ情勢である。

ところが、この二つの条約は、原子力事業の従業員についても、事業場の周辺に居住する者などいわゆる第三者について同一程度の賠償をえさせるような制度を確立することを要請している。それなのに、先年制定された「原子力損害の賠償に関する法律」(昭和三六年法一四七号)は、原子力事業者の従業員の業務上受けた損害を賠償の範囲から除いている(同法二条二項但書)。何とか立法的措置を講じなければならぬ。

かような事情は、政府(原子力委員会)もよく知っていたから、すでに三六年の秋に「原子力事業従業員災害補償懇談会」を設け、約一年間、関係者の間で、問題の所在や対策の方向について懇談させ、ついで懇談会を専門部

会に切り替え、委員の数を増し、正式の諮問をした。

私は、賠償法立案の際の部会長であった因縁で、右の部会でも部会長をつとめさせられたが、部会は去る五月三十一日に報告書(答申)を提出した。

対策の方向は三つ考えられる。

第一は、前記の原子力損害賠償法の対象に従業員を含ませることである。ちょっと考えると、同法第二条第二項の但書を削っただけで済みそうである。だが、そうはゆかない。

「原子力損害とは、核燃料物質の原子核分裂の過程の作用又は核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物(原子核分裂生成物を含む)の放射線の作用若しくは毒性的作用(これを摂取し、又は吸入することにより人体に中毒及びその統発症を及ぼすものをいう)により生じた損害をいう。」とされる(同法二条二項本文)のだが、いわゆる第三者がこの損害を被るのは、多くは、原子力事業所内の施設が運搬施設に、何らかの「事故」があった場合であろう。それに反し、従業員の場合には、「事故」というほどのものがないときでも、毎日の稼働によって、継続的に有毒放射線をあびることから損害が生ずることもあろう。のみならず、

ず、そうした損害が業務上のものであることを認定するためには、平時における健康管理が必要である。もちろん、損害賠償を目的としなくとも、特殊の健康管理をして、損害を生じないようにすることが最も大切なことだが、それが損害賠償と密接な関係をもつものであることも疑いない。毒性放射線による疾病というものは、それほど認定の難しいものらしい。

第二に考えられる途は、労災保険の中にとり入れて、専らそこで賄うことである。しかし、原子力損害賠償法と労災保険とを比較すると、前者が賠償すべき損害の種類が広いだけでなく、労災保険は賠償額を賃金の何日分かで打ち切る。これでは、従業員の保護が第三者のそれに及ばないことになる。

第三に考えられることは、まず労災保険で補償をし、及ばないところを、第三者と同じく、原子力損害賠償法で、五〇億円の保険金にくいこんで、賠償を受けさせることである。

部会は、この第三の方向を採用し、健康管理、損害の認定などについて詳細な要綱を作るとともに、労災保険そのものについても、重要な改善案を関連事項として進言した。